

別表第6（特定建設作業）

番号	種 類
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びよう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）

特定建設作業に係る規制基準

特定建設作業	地域区分	音量	作業の禁止時間	1日の作業時間	作業期間	日曜日又は休日の作業
別表第6の番号1に掲げる作業	第1種地域	75デシベル以下	午後7時から翌日の午前7時まで	第1種地域については10時間以内、第2種地域については14時間以内	連続して6日以内	日曜日又は休日に行わないこと。
	第2種地域	70デシベル以下	午後10時から翌日の午前6時まで			
別表第6の番号2に掲げる作業	第1種地域	70デシベル以下	午後7時から翌日の午前7時まで	14時間以内	連続して1箇月以内	
	第2種地域		午後10時から翌日の午前6時まで			
別表第6の番号3に掲げる作業	第1種地域	65デシベル以下	午後9時から翌日の午前6時まで	14時間以内	連続して2箇月以内	
	第2種地域		午後10時から翌日の午前6時まで			
別表第6の番号4及び番号5に掲げる作業	第1種地域	65デシベル以下	午後9時から翌日の午前6時まで	14時間以内	連続して2箇月以内	
	第2種地域		午後10時から翌日の午前6時まで			

備考

- 第1種地域とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに都市計画法による地域地区の定めのない地域をいう。
- 第2種地域とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域及び第一種住居地域等に隣接する工業専用地域のうち、第一種住居地域等の周囲50メートル以内の地域をいう。
- 騒音の測定点は、作業場の敷地の境界線から30メートルの地点とする。
- デシベルとは、別表第7の5騒音に係る規制基準の表の備考（以下「別表第7の5の備考」という。）1に定めるところによる。
- 騒音の測定は、別表第7の5の備考2に定めるところによる。
- 騒音の測定方法は、別表第7の5の備考3に定めるところによる。
- 次の各号に掲げる項目について、当該各号ごとに定める場合の一に該当する場合にあつては、当該各号について定めた規制基準は、適用しない。
 - 作業の禁止時間
 - 災害その他の非常の事態の発生により、当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
 - 人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
 - 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため、特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
 - 道路法（昭和27年法律第180号）第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合
 - 道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において、当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合
 - 1日の作業時間及び作業期間
 - (1)のAに掲げる場合
 - (1)のイに掲げる場合
 - 日曜日又は休日の作業
 - (1)のAに掲げる場合
 - (1)のイに掲げる場合
 - (1)のウに掲げる場合
 - 電気事業法施行規則（昭和40年通商産業省令第51号）第1条第2項第1号に規定する変電所の変電の工事として行う特定建設作業であつて、当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ、当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため、特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
 - 道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日又は休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において、当該特定建設作業を日曜日又は休日に行うべきこととされた場合
 - 道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日又は休日に行うべき旨の条件が付された場合、及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において、当該特定建設作業を日曜日又は休日に行うべきこととされた場合